

**住民移転計画 項目比較表**

NGO 提言 9 . 4	世銀 Operation Policy 4.12-Annex A
事業概要	3. 事業概要
住民移転に係る基本方針及び法制度	5. 移転プログラムの主目的 7. 法的枠組み (小項目略)
影響の規模・内容	4. 想定される影響 (a) 住民移転を生じる要因 (b) 上記要因の影響範囲
社会的に脆弱な被影響住民の規模とその内容 被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果	6. 社会経済調査 (a) センサス調査 (i) 当該土地の占有状況、流入者の除外確認 (ii) 生計、生活、家屋、等の状況 (iii) 喪失額の想定規模 (iv) 社会的に脆弱な被影響住民に関する情報 (v) 移転対象者の生計・生活レベルの update 情報 (b) その他調査 (i) 土地所有・移転システム (ii) 地域内の相互影響関係 (iii) 影響を受ける社会インフラ・公共サービス (iv) 地域社会の社会的・文化的様態
非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討	4. 想定される影響 (c) 移転を最小化する代替案 (d) 移転を最小化する案件実施中のメカニズム
市場価格調査に係る計画	
補償に係る基本方針、 法制度、 補償受給対象者の定義、 喪失する資産、 補償方法、 <b>カット・オフ・デート</b>	9. 補償受給対象者の適格性 10. 喪失額の評価及び補償の方法 11. 移転及び補償の手段
補償以外の手当て	13. 移転先での住宅、社会インフラ・公共サービス
代替地、代替農地が 用意される場合は、その確保状況、整備計画。 <b>用意されない場合は、その理由</b>	12. 移転先の選定、準備、移転 (a) 移転先準備の手配 (b) 移転地の買占め、流入の防止策 (c) 移転のスケジュール等 (d) 移転者への土地所有・移転の法的手配
生計維持・向上のための施策 (生計回復計画)	

平成 20 年 3 月 3 日  
 国際協力銀行 / 日本貿易保険  
 ガイドライン改訂検討に係る論点整理 (案)  
 オピニオン要旨 別添資料

NGO 提言 9 . 4	世銀 Operation Policy 4.12-Annex A
実施体制・スケジュール	18.実施体制 (移転実施組織の責務) 19.移転に係る全体実施スケジュール 8.制度的枠組み (a)移転の核となる組織また NGO (b)上記組織また NGO の能力 (c)上記能力強化の手段
住民説明・協議及び公開： 現在までの状況、 主たる意見とその対応、 今後の計画	15.移転者及び地域の参加 (a)設計実施段階の移転者及び地域の参加する協議 (b)主たる意見とその対応 (c)移転者による代替案含む移転先選定のレビュー (d)社会的に脆弱な被影響住民への配慮を含めた 移転住民から実施者への意思疎通の組織的整備
モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制	21.モニタリング及び評価
被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解決 手続	17. 被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解 決手続
予算	20.費用及び予算
被影響住民との協議記録	
	14.移転に係る環境影響及び緩和策
	16.移転先の既存住民への配慮

<世銀 Operational Policy 4.10 Annex B>

1. IPP は、融通性及び実効的な効果のある方法を以って、詳細レベルについては当該プロジェクトとその効果の性質に応じ、策定される。
2. IPP は、以下の内容を要件とする。
  - (a) 以下の情報の要旨  
先住民族に適用される法的・組織的フレームワークのレビュー  
先住民族社会、彼ら・彼女らが伝統的に所有・慣習的に使用・占有する土地・領域、及び彼ら・彼女らが依存する天然資源についての統計的、社会的、文化的また政治的な特性に関する基礎情報
  - (b) 社会的アセスメントの要旨
  - (c) プロジェクト準備段階における被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議の要旨
  - (d) プロジェクト実施段階における被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議の保障スキーム
  - (e) 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを担保するアクション・プランの方策 (必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策含む)
  - (f) 先住民族に対する負の潜在的影響が確認される場合には、適切な回避、最小化、緩和あるいは補償についてのアクション・プランの方策
  - (g) 当該 IPP に係る費用及び予算化計画
  - (h) プロジェクト実施段階で生じた被影響先住民族社会からの苦情申立に対する適切なアクセス可能な手続手段 (手続手段の策定に際しては、先住民族における司法的救済源及び慣習的紛争仲裁制度を考慮すること)
  - (i) 当該 IPP のモニタリング、評価、及び実施報告についての適切なメカニズム及びベンチマーク。(当該 IPP のモニタリング、評価のメカニズムには、被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議が織り込まれることが望ましい)